

羽村市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止並びに 路上喫煙の制限に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、羽村市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止並びに路上喫煙の制限に関する条例（平成 24 年条例第 10 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(禁煙地区の指定等)

第 2 条 市長は、条例第 6 条第 1 項の規定により路上喫煙禁止地区（以下「禁煙地区」という。）を指定するときは、次の事項について告示を行うものとする。

- (1) 禁煙地区の名称
- (2) 禁煙地区の範囲
- (3) 禁煙地区を指定する年月日
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、禁煙地区を指定したときは、当該地区内に禁煙地区であることを示す標識及び禁煙地区の地区図を設置するものとする。

(喫煙場所の指定等)

第 3 条 市長は、条例第 6 条第 2 項の規定により喫煙場所を指定したときは、前条第 2 項に規定する禁煙地区の地区図に、当該喫煙場所を標記するものとする。

(指導、勧告及び命令)

第 4 条 市長は、次に掲げるところにより、条例第 7 条第 1 項の規定による指導及び勧告、条例第 7 条第 2 項の規定による命令を行うものとする。

- 2 指導は口頭で行うものとする。
- 3 勧告は勧告書（様式第 1 号）を交付して行うものとし、勧告書を交付したときは勧告調書（様式第 2 号）を作成するものとする。
- 4 命令は命令書（様式第 3 号）を交付して行うものとし、命令書を交付したときは命令調書（様式第 4 号）を作成するものとする。
- 5 条例第 7 条第 2 項ただし書の市長が認める場合は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 条例第 4 条又は第 5 条第 2 項の規定に違反する行為により、周囲の者に直ちに危険が及ぶと認められる場合
 - (2) 同主旨の指導又は勧告を通算 3 回以上受けた場合
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、直ちに違反者に命令しないことにより、条例第 1 条に規定する目的が達成できない場合

(環境指導員)

第 5 条 条例第 8 条の環境指導員（以下「指導員」という。）は、市長が任命するものとする。

- 2 指導員は、次の事務を行う。
 - (1) ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止並びに路上喫煙の制限に関する施策の啓発活動
 - (2) 条例第 7 条第 1 項に規定する指導及び勧告

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事務

3 指導員は前項第2号の事務を行った場合には、引継書(様式第5号)により、次条の規定による環境保全員に引き継ぐものとする。

4 指導員は、前項の事務を行うにあたっては、腕章を装着するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 前項の証明書は、環境指導員身分証明書(様式第6号)とする。

(環境保全員)

第6条 市長は、第5条第2項及び次項の事務を行わせるため、職員のうちから環境保全員(以下「保全員」という。)を置くことができる。

2 市長は、保全員に次の各号に規定する事務に係る権限を委任する。

(1) 条例第7条に規定する指導、勧告及び命令

(2) 条例第9条に規定する過料の処分及び徴収

3 保全員は、前項の事務を行うにあたっては、環境保全員証(様式第7号)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(違反者の確認等)

第7条 市長は、条例の施行に必要な限度において、保全員に条例第4条又は条例第5条第2項の規定に違反した者(以下「違反者」という。)その他関係人に質問させ、又は違反者の氏名及び住所その他必要な事項につき、確認できる書類、所持品又は電磁的記録を確認させるものとする。

(協力要請)

第8条 市長は、条例の施行に必要な限度において、官公署又は関係行政機関に簿書及び資料の閲覧又は提供、証明書の写しの交付その他の協力を、要請するものとする。

(過料処分)

第9条 条例第9条の規定による過料の処分を行おうとするときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の3第1項の規定により、あらかじめ過料処分告知兼弁明書(様式第8号)によりその旨を告知し、弁明の機会を付与するものとする。

2 条例第9条の規定による過料の処分は、過料処分決定通知書(様式第9号)を交付して行うものとする。

3 第1項の規定による過料の処分の告知及び前項の規定による過料処分決定通知書の交付をしたときは、過料処分決定調書(様式第10号)を作成しなければならない。

(過料の額)

第10条 条例第9条の規定による過料の額は、5,000円とする。

(過料の督促)

第11条 条例第9条の規定により過料の処分を受けた者が、納期限までに前条の規定による過料の額を完納しない場合には、地方自治法第231条の3第1項の規定により、督促状(様式第11号)により督促しなければならない。

(1) 督促状は納期限の翌日から起算して20日以内に発するものとする。ただし、地方自治法施行令第171条の3の規定により履行期限の繰上げをする場合においては、その繰上げた日から起算するものとする。

(2) 督促による履行期限は、督促を発する日から起算して20日以内とする。

(滞納処分)

第12条 前条第2号の規定による履行期限の翌日から起算して10日を経過した日までに、その納付すべき金額を納付していない場合には、地方自治法第231条の3第3項の規定により、地方税の滞納処分の例により滞納処分を行うものとする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。ただし、第9条から第12条までの規定は、平成24年10月1日から施行する。